

## 転学科(専攻)に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部規則第10条第3項の規定に基づき、転学科(専攻)に関し必要な事項を定めるものとする。

(受け入れることができる学科(専攻)、転学科(専攻)先の年次)

第2条 転学科を受け入れることができる学科(専攻)は次のとおりとし、転学科(専攻)先の2年次へ移籍するものとする。

受け入れることができる学科(専攻)
社会福祉学科
リハビリテーション学科作業療法学専攻

(出願)

第3条 学生は志願先学科(専攻)の1年次の1月末現在で欠員のある場合に出願することができる。ただし、志願先学科(専攻)が特に認める場合は、この限りではない。

2 前項の規定により転学科(専攻)を志願する者は、2月10日までに転学科(専攻)願(別紙様式)を教務学生課へ提出しなければならない。

(選考)

第4条 転学科(専攻)出願者の選考は、出願者の既履修科目とその成績、入学時の成績等に基づいて、志願先の学科(専攻)が行う。

2 前項の選考に必要な場合は、別に試験を行うことができる。

(許可)

第5条 転学科(専攻)の許可は、教授会の議を経て、学長が行う。

(在学年限)

第6条 転学科(専攻)を許可された学生は、移籍後6年を超えて在学することはできない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、転学科(専攻)に関する事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(別紙様式)

転学科（専攻）願

年 月 日

神奈川県立保健福祉大学長 様

学科(専攻)

学籍番号

氏名

次のとおり転学科（専攻）を許可して下さるようお願いいたします。

1 志願先学科（専攻）

\_\_\_\_\_

2 転学科（専攻）を志願する理由  
別紙のとおり

3 現在所属する学科長の承諾(押印又は自署)

\_\_\_\_\_ (印)

